

公告第024号
平成27年3月31日

被保険者 各位

カルビー健康保険組合
理事長 外波山 昇志

「付加給付」のご案内

カルビー健康保険組合設立3年目において、安定した収支状況を踏まえ、付加給付制度を新設することと致しました。

平成27年度については、コストインパクトを考慮し、下記の付加給付を決定したので公告いたします。

記

平成27年度新設付加給付（平成27年4月1日以降の出産分より開始）

給付内容

出産に関する付加給付制度として、被保険者または、被扶養者が妊娠4ヶ月以降に出産したとき、法第101条の規定による出産育児一時金の法定給付（1児につき42万円、※産科医療補償制度未加入出産の場合40.4万円）に加え、当健保組合独自の付加給付を行います。

付加給付額

出産育児一時金付加金、家族出産育児一時金付加金、共に1児につき、80,000円を付加して支給致します。

給付の時期については、法定給付に合わせて行います。

直接支払制度利用の方は2～3か月後の振込と成りますので、ご承知おき下さい。

申請手続

カルビー健康保険組合のノーツアイコンから付加給付申請書を手入の上、手続きを願います。

尚、ご不明の点がありましたら当健保組合にお問い合わせ下さい。

以 上

〒321-3231

保険者番号 06090450

栃木県宇都宮市清原工業団地23-7

カルビー健康保険組合 電話 028-670-8119

（受付時間 土日、祝祭日を除く8:30より17:00）